

『民間調停』活用のすすめ ～公益社団法人民間総合調停センターについて～

1. はじめに

突然ですが、調停とは何でしょうか？明鏡国語辞典（大修館書店）によると、

- ①対立している両者の間に入り、争いをやめさせること。
- ②第三者が紛争当事者の間に入って双方の譲歩を引き出し、合意に基づく和解に導くこと。民事調停・家事調停など。
- ③労働争議が当事者間で解決できないとき、調停委員会が調停案を作成し、その受諾を勧告して解決に導くこと。

このうち、②をよく見てみると、「民事調停・家事調停など」となっており、調停は、裁判所における民事調停・家事調停（いわゆる司法調停）のみではないことが読み取れます。

※上記②の通り、法律などでは「紛争」という用語が使用されます。ただ、一般的には「紛争」というと国家間の争いなどがイメージされ、少し堅苦しいので、本レポートでは、以下、「事案」という柔らかい用語を使用します。

つまり、裁判所外の調停が存在するということであり、本レポートが対象とするのは、この裁判所外の調停についてです。

ちなみに、解決が求められる事案の大部分は、当事者だけの話し合いにより決着されているのが世の中の実態だと思われま。さらに言うと、話し合いもせず決着されているケースも多いのではないのでしょうか。

例えば不動産のケースで、マンションの大家さんから

「お宅の家賃が他の入居者さんの家賃と比べて安いので、長年入居してもらっていて申し訳ないですが、来月から家賃を3千円値上げさせていただきます。」

という通知を受け取ったとき、たしかに広告などを見ると、最近入居している人の家賃は自分の家賃より高いようなので、3千円くらいならいいかという感じで、大家さんの要求を文句も言わずに受け入れるケースもあるかと思われれます。

このような場合、実際には話し合いも行われていないわけですが、当事者は家賃の値上げに合意したということになります。

従いまして、感覚的な言い方になりますが、大多数の人は調停とは無縁の一生を過ごすことになると思われれます。

ただ、不動産鑑定の実務に携わるなかで、「この事案は民間調停を上手く使えば解決できるのではないか」と思われるケースに遭遇することがあります。

ここで敢えて『民間調停』という用語を使用したのには理由があります。それは、先にも触れたように、調停には裁判所における司法調停の他、裁判所外における調停（民間調停）の2種類があり、両者の違いを理解することで、事案の解決における選択肢が増えると思われるからです（※）。

※調停の類型（種類）に関しては、「司法調停⇔民間調停」の他、「行政型⇔民間型」など、調停の機関（どこで調停が行われるか）に応じて種々の区分がありますが、本レポートでは司法調停と民間調停の区分により論を進めていきます。

必ずしも正確ではないのですが、ざっくりとしたイメージとしては、「司法調停＝裁判所、民間調停＝裁判所外」ということであ

り、調停が行われる場所が、裁判所か裁判所外かによる区分となります。

例えば、先の例のような賃料改定について、当事者だけでの話し合いが上手くいかず、家主が次の段階として訴訟を念頭に置く場合でも、民事調停法では訴訟提起前の調停（前置調停）が規定されています。つまり、法律上、賃料改定事案でいきなり訴訟を提起することはできず、まずは調停を行い、それでも協議がまとまらない場合（あるいは相手方がそもそも協議に応じない場合）に、訴訟に移行するというステップになっています。

話し合い→調停→訴訟

この場合、これまでの一般的なイメージとしては、不動産の所在する地域を管轄する簡易裁判所に調停を申し立てるケースが想定されると思われます。

しかしながら、いくら協議とはいえ、申し立てられた相手方からすると、裁判所から調停の申立書が送達されてきたということだけで身構えてしまう方も少なくないように思われます。なかには、「自分の人生で裁判所のお世話になる日が来るなんて思ってもみなかった！申立人のやり方には納得できない！」というような感情的な反応を示す方もいるかもしれません。

このような反応が生じてしまう理由の1つとして、裁判所に対して日本人が抱く“敷居の高さ”、“堅苦しき”、“係わりたくない場所”というイメージがあると思われます。

そこで、裁判所における調停に代わるものとして、事案によっては裁判所外の『民間調停』を検討してもよいのではないかとと思われるケースがあります。

具体的には、例としても挙げましたが、賃料改定のケースです。特に、当面は訴訟まですることは考えておらず、代理人を立てるこ

となく自ら賃料改定を申し立てるような場合で、専門知識を有する第三者に協議に入ってもらいたいと考える当事者（家主又は借主）にとって、『民間調停』は比較的利用しやすい調停であると思われれます。

本レポートでは、一般論ではなかなかイメージし難い『民間調停』に関し、実際の民間調停機関であり、多様な専門家が参加して日本有数の規模を誇る『公益社団法人民間総合調停センター』（事務局は大阪弁護士会館内、以下「民間総合調停センター」と記載）を取り上げ、その特徴やメリットについて説明していきます。

本レポートは、裁判所における調停と裁判所外における調停の優劣を論じるものではなく、両者の違い、特に、あまり知られていない裁判所外における調停（民間調停）について説明することにより、事案の解決において当事者の選択肢が増えることを目的とするものであります。

2. 民間総合調停センターについて

民間総合調停センターを利用するメリットとして次のようなものが挙げられます。

- ・管轄の制約がない（全国の事案に対応可能）
- ・調停期日のある程度自由に設定できる場合がある
- ・オンライン調停（ZOOM、スカイプ等）が可能
- ・裁判所外であることから当事者の気持ちが少しは和らぐ
- ・和解あっせん人（3名で構成）のうち1名は必ず弁護士
- ・事案に応じて専門性の高い和解あっせん人が加わる（医療事案なら医師、建築事案なら建築士、借地借家事案なら不動産鑑定士等）

参考として、民間総合調停センターのパンフレットを掲載しておきます。

民間総合調停センターとは?

専門家団体、経済団体、消費者団体、自治体等が協力し、公益社団法人として運営している裁判外紛争解決機関(ADR機関)です。民事上の紛争の内容に応じ、紛争に適した専門家が、公平・中立な第三者の立場として、手続に関与することにより、公正・迅速・低費用で解決することを目指した機関です。



ADR機関
(裁判外紛争)
= 民間調停

手数料のご案内

手数料 申立時 10,000円(1件)
※申立手数料は紛争額にかかわらずです。
※相手方が応じない場合等は、7,000円を返金します。

手数料 解決時 15,000円 (少額紛争でお互いの方に前払)
(一例 紛争解決額100万円未満)

和解が成立した場合、又は仲断判断がなされた場合は、下の表を基準に、申立人・相手方のそれぞれの負担額を決めます。

紛争解決額	成立手数料
0~100万円未満	15,000円
100万円以上~200万円未満	20,000円
200万円以上~500万円未満	30,000円
500万円以上~1,000万円未満	50,000円

※ 事案により、成立手数料を30パーセントの範囲で増減する場合があります。
※ 紛争解決額が1,000万円以上の場合は、お問い合わせください。
※ 事案で支えきれない場合は、成立手数料は20,000円となります。



〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館1F
 ●京阪中之島線「なにわ橋駅」下車、出口から徒歩約5分
 ●大阪メトロ・京阪本線「交野橋駅」下車、1番出口から徒歩約10分
 ●大阪メトロ・京阪本線「北浜駅」下車、2B号階段から徒歩約7分
 ●JR東高線「北新地駅」下車、徒歩約15分

☎06-6364-7644
 (お問合せ時間 平日 午前9時~午後5時) ※ 正午~午後1時は除く

民間総合調停センターは下記の団体の協力により運営しています。

- 大阪弁護士会 ●大阪司法書士会
- 大阪土地家屋調査士会
- (公社)大阪府不動産鑑定士協会 ●(一社)大阪府宅地建物取引業協会
- (公社)全日本不動産協会大阪府本部
- 日本公認会計士協会近畿会
- (公社)大阪社会福祉士会
- 大阪府社会保険労務士会
- (一社)大阪府建築士事務所協会 ●(公社)大阪府建築士会
- 近畿税理士会
- 特定非営利活動法人消費者ネット関西 ●全大阪消費者団体連絡会
- (公社)消費者関連専門家会議 ●特定非営利活動法人消費者情報ネットワーク
- (公社)全国消費生活相談員協会
- 大阪府臨床心理士会
- (一社)大阪府マンション管理士会
- 大阪府 ●大阪市 ●堺市 ●東大阪市 ●大阪府市長会

<http://www.minkanchotei.or.jp>



公平 迅速 低費用

民間調停で解決しませんか?
 専門家が力を合わせ、幅広い民事紛争の解決をお手伝いいたします。

かいけつサポート
 認定紛争解決サービス

アドル(ADR)

[ADR認定機関]法務大臣 認定番号 第43号
公益社団法人 民間総合調停センター

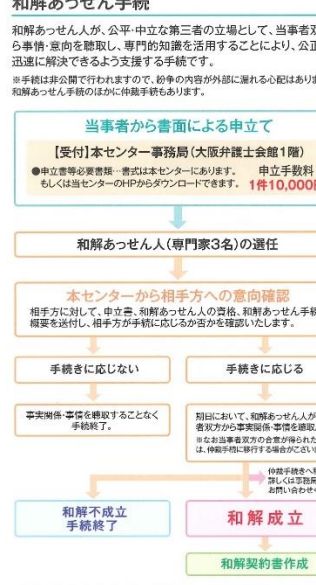
民事上のあらゆる紛争の解決に利用いただけます!



その他にも、消費者問題、建築紛争に関する問題、境界問題、夫婦・親子間の問題、労働問題、医事紛争問題、福祉に関する問題、高齢者・障がい者に関する問題など、民事上のあらゆる紛争の解決にご利用ください!

解決までの時間は?
 事案の内容や期日での話し合いの進み具合にもよりますが、相手方が手続きに応じた後、第1回期日から、3回程度(3か月程度)で解決するように努力いたします。

手続の内容・流れ



※解決した場合、成立手数料は、当事者双方で分担して納付していただきます。



3名の専門家が和解あつせん人となります!
 原則、1事件につき、申立ての内容に応じた和解あつせん人(専門家)を3名(うち1名は必ず弁護士)選任します。
 【例】
 ●交通事故の場合
 弁護士に加えて、司法書士、消費者団体に所属する委員。
 ●建築物に関する紛争の場合
 弁護士に加えて、建築士、不動産鑑定士または宅地建物取引士。
 ●土地の境界問題の場合
 弁護士に加えて、土地家屋調査士、建築士、不動産鑑定士または宅地建物取引士。

申立書の書き方は? ~無料相談を活用ください~
 当センターでは、申立てを検討または希望しているが、手続の概要や申立書作成方法がわからない方に対して、申立書の作成方法を説明、またはアドバイスさせていただく「申立補助制度」を実施しています。ご利用を希望される場合は、ご予約ください。

実施日時 毎週火曜日と金曜日(祝日除く)の13時~14時もしくは14時~15時の1時間ずつ
相談場所 大阪弁護士会館1階(大阪市北区西天満 1-12-5)
相談担当 弁護士または司法書士1名とその他の士業等から1名の計2名で相談に応じます。
 ※なお、法律相談はできません。
予約方法 民間総合調停センターに電話または来訪のうえ予約してください。
☎06-6364-7644



ここで、民間総合調停センターのパンフレットにある「かいけつサポート」とは、法務大臣による認証制度のことであり、次のように規定されています。

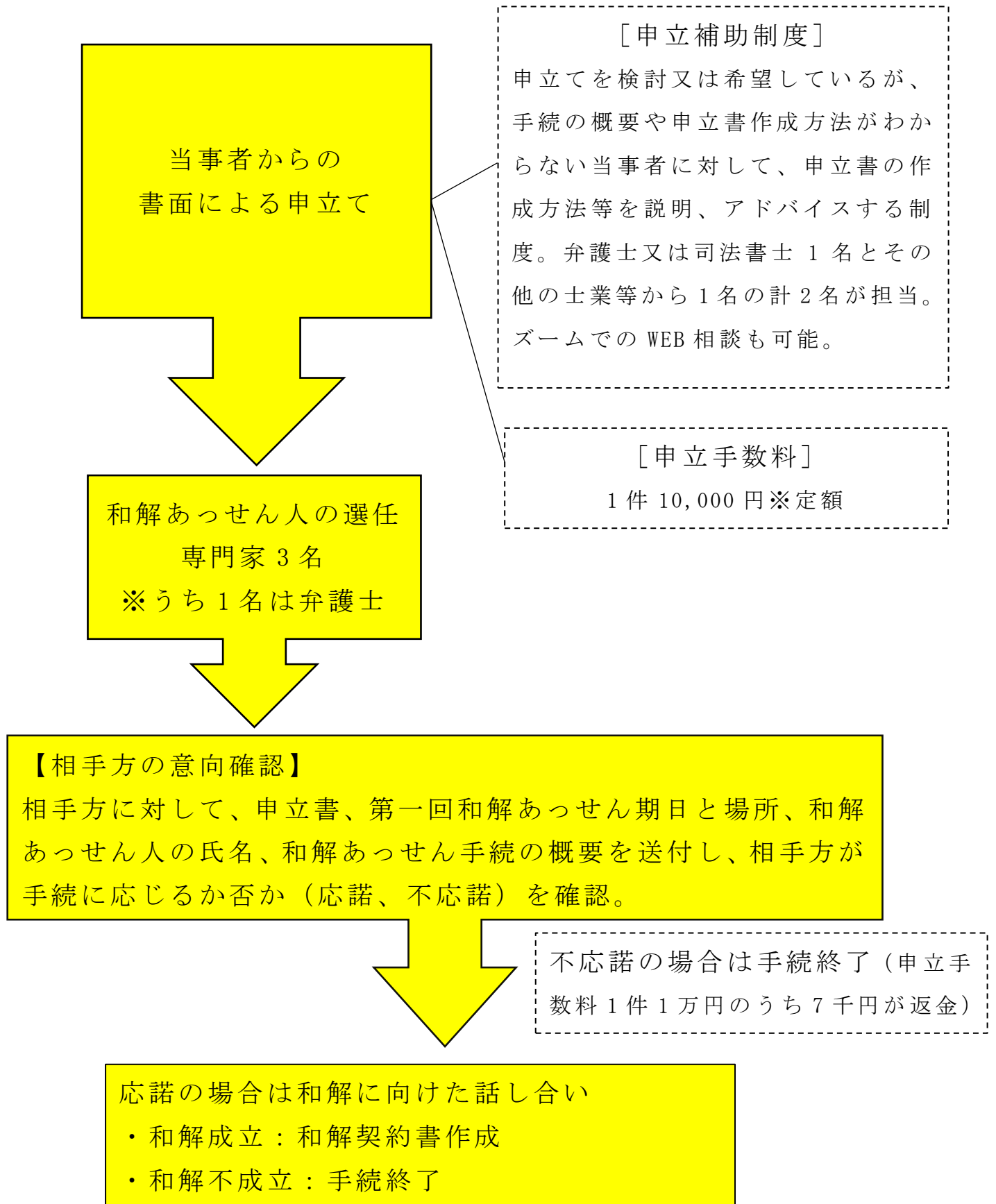
「民間事業者が行う紛争解決サービスのうち、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が、トラブルになった当事者の間に入り、双方の言い分をよく聴いて、専門家としての知見をいかして話し合いによって柔軟な解決を図るサービスで、法律で定められた厳格な基準をクリアしているとして法務大臣の認証を受けたもの。」

(法務省「かいけつサポートHP」より引用)

この認証を受けることにより、いわゆる非弁行為（弁護士法 72 条）に該当せずに当事者の解決を図ることができることにもなります。

以下、具体的に民間総合調停センターでの手続き内容を説明し、その後、賃料改定に係る前置調停との関係についても言及します。

民間総合調停センターでの手続きフロー



※和解成立の場合：成立手数料（次頁記載）を当事者双方で分担

成立手数料の水準（民間総合調停センター運営規則別表より）

紛争解決額	標準額
100万円未満	15,000円
100万円以上 200万円未満	20,000円
200万円以上 500万円未満	30,000円
500万円以上 1,000万円未満	50,000円
1,000万円以上 5,000万円未満	100,000円
5,000万円以上 1億円未満	300,000円
1億円以上 1億5,000万円未満	500,000円
（以下、5000万円ごとに、250,000円を加算）	

※事案により成立手数料が30%の範囲で増減する場合があります。

先にも触れたとおり、賃料改定に関して当事者だけでの話し合いが上手くいかず、訴訟をしても解決したいと考えた場合でも、法律上は訴訟を提起する前に、まずは調停を申し立てなければならないという規定があります（「調停前置主義」、民事調停法24条の2）。

では、民間総合調停センターを利用したが調停が不成立になった場合で、次のステップとして訴訟を念頭に置いたとき、あらためて裁判所に民事調停を申し立てなければならないのかという疑問がわいてきます。

つまり、民間調停→民事調停→訴訟という、“ダブル調停”が必要ということになると、時間的にも極めて非効率であり、賃料改定に関して『民間調停』を利用するメリットが感じられなくなってしまう。この点につき、法律は次のように規定しています。

◆裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 第27条

(調停の前置に関する特則)

「民事調停法第24条の2第1項の事件(※1)又は家事事件手続法第257条第1項の事件(※2)について訴えを提起した当事者が当該訴えの提起前に当該事件について認証紛争解決手続の実施の依頼をし、かつ、当該依頼に基づいて実施された認証紛争解決手続によっては当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合においては、民事調停法第24条の2又は家事事件手続法第257条の規定(※3)は、適用しない。この場合において、受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付することができる。」

※1 不動産の賃料改定事案のこと

※2 離婚等の家庭問題事案のこと

※3 裁判所における前置調停のこと

⇒要するに、賃料改定につき民間総合調停センターを利用すれば、仮に調停が不成立になっても、あらためて裁判所に民事調停を申し立てる必要はなく、そのまま訴訟に移行できるということです。

以上、裁判所外における『民間調停』について、民間総合調停センターを具体例に説明してきました。本レポートが事案として例示した賃料改定に関しては、一般的に、複雑な内容のものは少なく、当事者だけの話し合いによりまとまるケースが多いものと思われます。

それでもまとまらないような場合で、なおかつ裁判所や代理人を利用せずに、話し合いの延長のようなイメージで解決を図りたい

とき、『民間調停』は利用しやすい制度と思われます。

最終ページに、令和4年4月からオンライン調停が可能になったことを案内する民間総合調停センターのパンフレット(同センターHPより引用)を掲載しました。どのような専門家が和解あっせん人候補者として登録されているのかについても記載されているのでご参考にしてください。

【参考】公益社団法人民間総合調停センターHPアドレス

<https://minkanchoitei.or.jp/>

そのトラブル スマホで解決！ 民間総合調停センター

全国の各弁護士会で〇〇紛争解決センターといった名称でADR機関(弁護士会ADR)を設置していますが、大阪では、**弁護士会が、各士業団体、自治体に呼び掛けをし、協働してADR機関を運営**しています。

その結果、下記のとおり**多数の各種専門家が和解あっせん人候補者**となっており、あらゆる民事紛争に対応できる体制となっています。申立てがあれば下記候補者から**弁護士1人以上を含む和解あっせん人3人が選任**されます。

一事件につき下記候補者から3人の和解あっせん人が選任されます。

弁護士…232人	社会保険労務士…11人
司法書士…33人	公認会計士…15人
土地家屋調査士…7人	税理士…9人
不動産鑑定士…23人	消費生活相談員…26人
宅地建物取引士…44人	医師…14人
マンション管理士…5人	歯科医師…3人
一級建築士…21人	臨床心理士…15人
社会福祉士…4人	学者…4人

民間総合調停センターとは？

「民調」(みんちょう)とい
います。裁判外紛争解決手
続の利用の促進に関する法
律(ADR促進法)に基づき、
**法務大臣の認証を受けた認
証紛争解決機関**です。



かいけつサポート
認証紛争解決サービス

一方、和解あっせん人3人が選任されながら、**申立手数料は1件1万円、成立手数料も解決額に応じて1万5千円～、期日手数料はありません**ので、低費用となっています。

代理人として「民調」を利用いただくのはもちろん、**本人申立ても可能**ですので法律相談等でご案内ください。

なお、**相手方の応諾率は63.6%**、不応諾事案を除く応諾事案の**和解成立率は51.5%**、不応諾事案を含めても**32.8%**です。2022年4月からは**Zoom**または**Skype**による**オンライン期日開催も可能**になりました。

民調のホームページには、申立書の書式や記載例、和解あっせん人候補者の名簿などもありますので、ぜひご覧ください。

<https://www.minkanchoitei.or.jp>



QRコードで
簡単アクセス！

公益社団法人**民間総合調停センター**

06-6364-7644

お問合せ時間
平日 午前9時～午後5時
※正午～午後1時は除く

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館1F



かいけつぼめ
アドル (ADR)